

## 第1回～第6回検討会議における主な意見概要

※ 本内容は、これまでの検討会議における委員の主な意見を、文部科学省が便宜的に設置紙の検討事項の柱に基づき、整理してまとめたものである。

## 1. 国立大学法人と国との自律的契約関係について

## (総論)

- ・ 国と大学との関係を根本から見直す時に来ているのではないか
- ・ 国と国立大学との関係について、まず国は、資金獲得の自由裁量を国立大学に与えた上で、その結果に対する評価を行う形とするべきではないか
- ・ 自由度をもって自主性に基づき経営手腕を発揮できるようにすることが必要で、事前管理型から事後チェックを基本としたエンゲージメントの仕組みが必要ではないか
- ・ 契約関係には「対等と従属」との両方があり得るが、国立大学の場合は大臣と法人の長との関係において対等とは言えないのではないか
- ・ 国立大学法人は公共財なのでマルチステークホルダーであることは当然であり、国はあくまでも国立大学のステークホルダーの一つと考えることが必要ではないか
- ・ 役割拡張により生じた多様なステークホルダーとのコミュニケーションを重視した上で、大学に任せるもの、国が守るべき連続性とは何かを意識すべきではないか
- ・ 国立大学と国は相対するものではなく、互いがパートナーとして共に社会に役立つ方向に転換するために、それぞれ契約でやるべきことを規定するという形で考えてはどうか
- ・ 自律化することで生じるリスクを最小化するため、国以外の第三者の存在でどうチェックする仕組みを設計するのか、検討していくことが必要ではないか
- ・ ステークホルダーとの対話を重視したエンゲージメント型大学経営へ転換することが求められるのではないか
- ・ 自律的契約関係を考えるに当たっては、国立大学法人が国の役割を負う活動について国との対話・評価を受ける部分と、機能拡張の活動について市場との対話・評価を受ける部分という2本立てを基本とすべきではないか

## (中期目標・計画の在り方)

- ・ 国と国立大学とが契約関係下であれば、契約が守れなかった際のペナルティがあるはずだが、中期目標・計画に基づく評価はその意味で機能していないのではないか
- ・ 文科省は、大学に対する管理を厳しくするのではなく、多様な大学の特徴が出るよう大枠の方針のみを示すに留めるべきで、大学は中期計画を簡素化するとともに、ステークホルダーに対するメッセージとして捉えるべきではないか
- ・ 中期目標・中期計画について、分量を少なくすると同時に、大学の特徴が出るようにすることも重要ではないか
- ・ 経営陣の任期と中期目標の期間は連動させないとまずいのではないか
- ・ エンゲージメント型でモニタリングされることを意識した内容にするべきではないか
- ・ 全ての大学一律の中期目標はおかしい。類型別、指定国といった形で分ける配慮が必要ではないか
- ・ 中期目標・計画については、簡略でストーリーを重視した公約へ変更すべきではないか
- ・ 中期目標は、国が大学の役割などの大枠を提示し、多種多様な国立大学を一つの枠にはめるような画一的な目標設定は避けることが必要ではないか

- ・ 中期目標には、国が負託する事業を明確化するとともに、その予算確保を国の責任とするため投入目標を示すべきではないか

### (評価の在り方)

- ・ 少しでもシンプルかつ自由度のある形での評価にすることが必要ではないか
- ・ 窮屈で細かい評価を行うことによって、大学の多様性が失われてしまうのではないか
- ・ 大学が自身のポートフォリオを練り、自由裁量をなくすような評価軸は良くないのではないか
- ・ 大学改革は時間がかかるので、しばらく様子を見て評価しないという選択肢もあり得るのではないか
- ・ 評価については、例えば毎年評価をした大学としない大学とを比較してその費用対効果分析をやる事が出来るとその効果がはっきりするのではないか
- ・ 国と法人との契約関係の下、説明責任のために評価を行いその結果を公表することは重要ではあるが、そのために係るコストの面からの費用対効果も考えていくべきではないか
- ・ 評価サイクルについて、財務マネジメントなどは毎年でも良いかもしれないが、教育研究活動については、もっと中長期的な観点から見ていくべきではないか
- ・ 交付金が毎年使われていることに対して評価を毎年行っているが、実際は大きく変わり得ない。中期目標期間中は、中期的なチェックでも納得できる評価軸を設定し、単年度評価は廃止してはどうか
- ・ 教育研究の評価については、毎年、4年目終了時、期間評価が実施されていることに加え、機関別認証評価も実施されており、集約して簡素・合理化すべきではないか
- ・ 機能拡張した国立大学は、国が国立大学に負託する役割を適切に果たしているのかという国からの評価と、市場のニーズに答えているかという社会からの評価を受けることとなるため、国からの評価は出来るだけ簡素化し、社会からの評価を直接対話の中で受ける方向で見直すのが望ましいのではないか
- ・ 指定国は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で世界の有力大学と伍していくことを求められていることから、指定国を対象とした新たな評価の枠組みを検討すべきではないか
- ・ ステークホルダーとどうコミュニケーションをとっていかという趣旨から、理解してもらうことが重要であり、単純に評価を簡素化するだけでなく、如何に評価が実質的にできる情報を出すか、評価者が何を望んでいるのかを考えることも必要ではないか
- ・ 法人評価の抜本的簡素化は徹底的に行うべき。ここにかかるエネルギーは大きいので、この改革なしにはステークホルダーに対する配慮を行うことも出来ないのではないか
- ・ 国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況の公表も含め、自己評価と成果公表を徹底すべきではないか
- ・ 法人評価は、国が大学に求める役割について、その達成度を確認するものとし、評価結果に基づく、「改善等の勧告」と「所要の措置」等の仕組みは維持すべきではないか
- ・ 自己評価の充実を前提として、法人評価は毎年度の年度評価を廃止し、6年間を通じた業務実績評価のみとするべきではないか

### (国立大学の存在意義、役割)

- ・ 国立大学が何のために存在しているのか、存在定義を考えることが重要ではないか
- ・ 大学が戦略的経営を行う大前提として、知識集約型社会への転換という時代の要請を受

けた国立大学の意義・価値を再定義することが必要ではないか

- ・ 多様な発展を縛らないよう国立大学を分類化しそれぞれが担うべき役割に適したガバナンスの在り方及びそれを支える制度を考えるべきではないか
- ・ 国立大学が誰に対する価値を提供し、誰に対する責務を果たすことが期待されているのか、根本的な構造から整理してガバナンスの在り方を議論する必要があるのではないか
- ・ 大学の法人化以降、世界の状況は大きく変わってきており、inclusiveness を達成するために無形の知識やデータが重要視される社会にシフトしつつある中、大学群こそが重要なアセットを持っているのではないか
- ・ 高等教育の発展や公共性の視点から国公私のそれぞれの大学が歴史も含めてステークホルダーに対する責務をどのように負っているのか、全体像を踏まえていくことが必要ではないか
- ・ 社会からの期待・役割は常に変わり得るものであり、社会から期待される役割を大学の経営陣が適時把握出来るための仕組みが必要ではないか

### (地方国立大学の機能拡張)

- ・ 大学運営をダイナミックに動かすことでバージョンアップし、地域活性化のコアになっていくことが期待されるのではないか
- ・ ポストコロナ時代、サイバー空間は集中化し、物理的な空間のものだけが分散する中で、地域独自性やリアルな部分に対する創意工夫など「個」を極めて、グローバル優位性を獲得することが重要ではないか
- ・ 日本全国の国立大学が、エコでセキュアな SINET を動脈とした高度デジタル神経網を支え、活用する役割を担うことを期待
- ・ 生活圏や抱える課題が共通である広域地域に存在する地方大学が連携して、時代のニーズに応じた優秀な人材を外部法人に糾合させるという方法も考えられるのではないか
- ・ 進学率と平均年収との相関関係が見られ、地方の国立大学が優秀な人材を戦略的に地域に呼び込んで地域経済を活性化させていくことが必要ではないか
- ・ 今後、コロナショックにより企業の投資意欲が低減する中、国は企業の内部留保を吐き出すための施策を考え、地域の大学はそれらも活用し企業が投資したいと考えるプログラムを設計することが必要ではないか
- ・ 社会課題解決を見据え、その目的に照らして国は地方国立大学に対するミッションを明確に定義した上で、大学は自由な経営判断が許される環境下で、コミットメントに基づくアクションを行うよう、まずは国としての地方の国立大学に課すミッションの再定義が必要ではないか
- ・ 地元への人材定着を考えると、地域で新しいイノベーションを起こしていくことが必要であるが、世界水準の研究を追求する大学側と、地域が求めている産業とがミスマッチであることが多々あるのではないか
- ・ 複数の組織や地域に帰属ができる社会へ変わりつつある状況は、地方国立大学にとってはチャンスであるが、そのためには大学が柔軟に組織や人材を動かせる自由度が重要ではないか
- ・ 地方には戦略系人材が不足しているが、オンラインの活用により東京にいる人材を活用していくことで地方にもチャンスがあるのではないか
- ・ 講義のオンライン化が進み、空間的制約が変容する中、「日本の大都市に立地していない」という地理的要因のみをもって、ことさら地方大学を特別扱いするのは非生産的で

あり、日本全体として大学をどのように配置するのが最適なのか、根源的な議論が求められているのではないか

- ・ 自治体と連携して地域の振興策に貢献するなど、地方において実質的かつ不可欠な役割を果たし、しかもそのことが住民レベルで十分に認識されているような大学に限定して、手厚く支援することが必要ではないか
- ・ 地方国立大学はその地域で必要とされる学問分野に特化したうえで、学際性などは、公立・私立大学を含めた広域連携などによって確保していくといった工夫が必要ではないか

## 2. 戦略的な大学経営について

### (総論)

- ・ 大学のガバナンスについて、米国式も参考にはなるが社会土壌や環境が異なる中、日本型の大学像に相応しいガバナンスの在り方を考えることが必要ではないか
- ・ 既存の延長線でなく、独立、個性的な大学を実現するためのガバナンス体制であるべきではないか
- ・ 現在の国立大学のガバナンスの姿は、法人化されたときに、国から民間寄りに寄せて自由度を高めようとし、様々な工夫を経て今に至っている。一方で民との違いとして、①国からの要請を受けているという点、②非営利部門を抱え、かつ社会的責任の観点から簡単には破たん・倒産をさせることは出来ないという点を踏まえて、ガバナンスの在り方を考えることが必要ではないか
- ・ まずは民間の営利企業のガバナンススタイルを基本として、そこから国立大学については何の制約が必要といった発想で検討をしないと、法人化してもいつまでも制約が残ってしまうのではないか

### (学長選考プロセス・候補者育成について)

- ・ 意向投票の是非ではなく、そもそも「政治的な動きや意図」が入らない選挙の仕組みを示していくべきではないか
- ・ 米国では選挙で選ばれている faculty 代表の意向を踏まえないと学長は大学を動かさないという実態からみると、日本の学長選挙の仕組みはうらやましいとも思われることから、選挙といった手段そのものは重要であり、それを禁止するのは極端な話と言える
- ・ 学長など経営陣の任期と中期目標・計画の期間を一定程度連動させる必要があるのではないか
- ・ 日本の学長の任期は短すぎるので、結局何も出来ないうちに任期が終わってしまうのではないか
- ・ 海外主要大学の場合、外部人材が学長になるケースも多いが、その場合は改革を促しやすいと言われる一方で、内部人材の方が教員組織と上手くコミュニケーションを取りやすいという利点もあると言われる
- ・ 学長選考会議への現学長の関与について、企業であれば指名委員会に現社長や会長は入らないのが当然。学長選考会議への外部人材の関わり方を近代化させることが必要ではないか
- ・ 学長選考会議にチェック機能を持たせても、その任命・解任権者は大臣のため意味がないのではないか
- ・ 日本では、内部昇格の学長が多いことを考えると、どう育成するのかという観点も重要

ではないか

### (内部統制に係る組織の在り方)

- 社会からの信頼を獲得するには、ステークホルダーと経営陣の対話の仕組みをどのように確保するかという観点からガバナンスを考えるべきではないか
- 多様化する国立大学の経営の幅は変わってくることから、ガバナンス体制を細かく一律に規定すべきではなく、各法人の責任による選択で自らにあったガバナンス体制を構築できるような枠組み法とすべきではないか
- 大学が拡張した役割を適切に担えるよう、また、ステークホルダーを含めて多様な知恵をボーダレスに活用する経営への転換、オンライン型常勤も含め、外国人、企業人の役員を積極的に登用できるよう、理事数の上限規制をなくすべきではないか
- 学長の裁量は限られているのが現状で実態は部局（教授会）が強く、そこで決まってしまう。人事や予算の1～2割しか動かさない中でのガバナンスを考えていくことが必要ではないか
- 取締役会としての機能を持つべき経営協議会について、その実効性があるかどうか検証していくことが必要ではないか
- 社会の変遷に伴って学部改廃などのポートフォリオを転換出来るような戦略的自由度が、今の大学のガバナンス体制下では不十分なのではないか
- 今の米国トップ研究大学のガバナンスは Faculty の中から選挙で選ばれるメンバーで構成される評議会組織と、学長選考機能も含め執行部による経営側組織との両者が牽制し合って物事を決めていく co-governance が主流。co-governance、shared-governance は大学の屋台骨であり、特に教員で構成される評議会組織の存在が重要ではないか
- 民間の場合、社会取締役は少数株主の利益が阻害されていないのかを見る役割があるが、大学の場合、提示した engagement に基づき外部人材がチェックすべきことは何かなど、大きな枠組みを考えることが重要ではないか
- 外部人材については、国籍や性別のみならず、スキルマトリックスとしての多様性など、様々なステークホルダーの意見が入る構成となっているのかという観点が重要ではないか
- 部局長は教員代表でもあり執行部の一員でもあるとの二面性を持つことで、学長は部局の意見を聞いて決定することを担保していると言えるのではないか
- ステークホルダーとの対話に当たっては、モニタリング結果が不可欠であり、学内のモニタリング機能が重要ではないか
- ステークホルダーの意見を経営に反映する仕組みを整備すべきではないか
- 経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議などの内部統制に係る事項の法定を廃止し、自らが相応しい体制を構築し、同時にガバナンス・コードに対する内部統制の運用について公表することで、社会からの評価を受ける形へと見直すべきではないか

### (会計制度・会計基準)

- 国立大学法人の会計制度が見えにくい。イノベーションは単年度ではなく長期的な時間軸で起こるもので、その活動をどのように見せていくのかという観点からも、CFO に値する専門家が学内に必要ではないか
- 国立大学は財務経営上、傷んでいるがそれが外には分からないのは問題。民間の専門人材を学内に含めることや、会計基準の見直しを行うことが必要ではないか
- 間接経費 30% について、何に使われたのか見えないので、産業界側からすると、会計

基準を分かりやすくして欲しい

- ・ エンゲージメント型のツールとしての財務諸表を作る場合、どういうことが財務諸表に表れるべきなのか、そしてどう表すのか、それがステークホルダーにとってどのような意味をもたらすのかといったことを考えることが必要ではないか
- ・ 国立大学法人の財務諸表について、経営をする側が使えるものとする必要があるのではないか
- ・ 企業会計に合わせていくに当たって何が出来るかをまず考え、そのうえで現在市場では価値がつけられない無形資産の価値づけのルールを新たに作っていくといった2段階で検討を行うことが必要ではないか
- ・ 会計制度はステークホルダーとの重要なコミュニケーションツールであり、産業界毎に異なると比較が出来ないことから、出来る限り企業会計に合わせるべきではないか
- ・ 民間側も非財務情報を表す統合報告書の作成に向けた流れとなっており、国立大学法人も目指すべきゴールは同じであると考えられるのではないか
- ・ 自己努力により獲得した自己財源については、国の認可・承認等を得ることなく繰越・積立を可能とするような裁量の余地を大学に持たせるべきではないか
- ・ 損益均衡会計や、損益外処理などを見直すべきではないか

#### (一法人複数大学)

- ・ 民間のホールディングの機能は①ブランドの認知向上、②ポートフォリオマネジメント、③コンプライアンスの徹底 3点のみであり、その他はそれぞれの会社現場に任されている
- ・ 経営と教学の一体性の観点から、役員会と各大学との意思疎通を円滑に進めることに留意した体制を構築していくことが必要ではないか
- ・ 機構長が経営責任を持ち、学長が教学に責任を持つという役割分担と相互チェックを行いつつ、最終的には一体的に機能することが望ましいのではないか

### 3. 経営基盤を強化するための規制緩和について

#### (総論)

- ・ 少しずつ変えていっては何も変わらないので、指定国立大学は一度、規制全てを取り払っても良いのではないか
- ・ 国立大学法人の裁量で戦略的に長期計画で活用できる資金を確保し、それを循環拡大する仕組みを作っていくことが急務ではないか
- ・ さまざまな手続きや書類が、学部のサイロ化、教員の教育・研究時間の減少、執行部の疲弊などをもたらしたりすることのないよう、ゼロベースで周到に配慮する必要があると考える。政策や手続きにこそ「スクラップ・アンド・ビルド」が求められるのではないか

#### (定員の管理の柔軟化)

- ・ 供給サイドでの規制である定員管理はやめるべきで、国立大学と国との関係においてビッグバンを起こす時が来ているのではないか
- ・ 学部と大学院は一体化させて戦略的に考えるためにも院に比して厳格な学部の定員管理は止め、大学単位で定員は見ていくべきではないか
- ・ 設置基準行政はやめて、収容定員と共に授業料も大学側に一定程度任せることで、経営

体として財源多様化の自由度を高め、それぞれの大学の多様性を伸ばしていくべきではないか

- ・ オンライン化が進む中で定員の捉え方は変わるので、定員管理の代わりに別の事後的な quality control となる退出戦略と共に、自由化を行っていくべきではないか
- ・ 定員総数を増やさない中では、結局学部・学科の再編を行う時に、看板の掛け替えとなってしまう。まずは顧客である学生、社会の求めるものを提供できる教員の数を先に決めてから、学生を配置していくといった考え方もあるのではないか
- ・ 定員、総定員とは何のためのものか、その定義自体を見直すことが必要ではないか
- ・ 優秀な留学生の戦略的獲得のため、弾力的な学生定員管理や授業料設定を自由化するべきではないか
- ・ 国立大学のみ定員を議論してもあまり意味がない。「国立・公立・私立」、「18歳・社会人・留学生」、「大卒・非大卒（普通・職能）」といった切り口で我が国の最適な若者配置ポートフォリオを描き、そこからブレークダウンする形で、各大学・各学部の定員が自ずと定まっていくことが望ましいのではないか

### **(ジョイント・ディグリー（JD）プログラムの柔軟化)**

- ・ 日本が少子化する中で、日本人の高度専門人材を増やすことが重要。日本の大学院の質の担保に加え、日本の大学が世界に認知されるためにも JD は重要な制度であり、その柔軟化は当然進めていくべきではないか
- ・ JD プログラム設置によるアウトカムとしては、学生の国際経験の涵養、国際人脈の構築、メンター同市の共同研究の促進、学位の質保証、単一論文で両大学の学位取得といったものが挙げられる
- ・ 少子化のため定員を増やしにくい中においても、留学生だけでも外枠化し、市場原理を入れた国際化を進めるべきではないか

### **(長期借入・大学債発行の要件緩和)**

- ・ 公共財としての国立大学がサービスの質を高めるために、大規模な先行投資資金を市場から調達できるようにすることで、社会変革を駆動することが出来るのではないか
- ・ 限度ある予算内で経営の自由度がない中では、世界のスピードにはついていけない状況下、各大学が自己調達をして戦略的な経営を出来るようにすることは重要で、その意味において大学債発行の要件緩和は進めるべきではないか
- ・ 大学債券発行については、固定資産に限定される政令改正に留まらず、欧米並みにさらなる長期化かつ用途を自由化する方向の法改正が必要ではないか
- ・ 間接経費の用途範囲の議論も踏まえつつ、償還財源の多様化を図るべきではないか
- ・ 国立大学が民間企業と異なる制約条件として、非営利部分を持つことによって破産することが出来ないという観点を踏まえると、デフォルトリスクを回避するための仕掛けは重要ではないか

### **(出資対象事業の拡大)**

- ・ オープンイノベーション機能を担う事業や企業との事業化に近い共同研究等の事業については、さらなる活性化と財政的な自律性を高めるため、出資対象事業とするべきであるが、研究開発型のベンチャーに対する出資については、目利きやハンズオン支援などが不可欠であることも踏まえ、身の丈にあったことをすべきとの意識も必要ではないか

- ・ 現在、指定国のみ認められている研修・講習に関する大学発ベンチャーへの出資については、実績も踏まえつつその他の大学にも認めていかないと、国立大学法人全体としてのバランスが悪くなるのではないか
- ・ 国立大学が培ってきた教育研究に関するノウハウを活かせる範囲の対象事業については、出資した外部法人にアウトソースさせても良いのではないか
- ・ アセットマネジメント、きめ細やかな入試業務、留学生資源業務など大学特有の定型業務などを出資可能な事業として追加すべきではないか
- ・ 新たな産学連携の推進体制の強化に向けて、現存の出資子会社を全体統括するホールディングカンパニーの設立及びそこへの出資が求められるのではないか
- ・ 研究開発型ベンチャーへの直接出資について、ハンズオンのノウハウがなくても、研究開発を通じて新しい技術が生まれる場そのこと自体が大きな価値を持っており、その場に関与するだけでも出資のパフォーマンスを上げることは出来るはずであることから、可能にしても良いのではないか

#### (間接経費収入の執行・運用の柔軟化)

- ・ 間接経費を将来の建物・設備更新経費に充当するなど、中長期の財源として使えるよう、執行・運用の柔軟化を図るべきではないか
- ・ 間接経費収入については、目的積立金規制の対象外とするような制度改正が必要ではないか
- ・ 間接経費の執行に係る証拠書類の整備に関するルールを簡素化した上で、ファンディングエージェンシー間のルールを統一化するべきではないか

#### (その他)

- ・ 大学の経営裁量を阻む土地活用の建物規制の緩和を行うべきではないか
- ・ 国立大学時代から引き継いだ承継教職員枠を解消し、ポスト管理から財源管理に移行していくことが必要ではないか
- ・ 国立大学法人への「生活保障型寄附信託（仮称）（日本版プランド・ギビング）」制度の創設が必要ではないか
- ・ 土地等資産の外部貸付による自己財源の繰り越しについて、認可手続きを簡素化することが必要ではないか

### 4. 世界最高水準の教育研究環境の実現方策

#### (新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現)

- ・ 大学ニューノーマルを実現するため、ハードロー（設置基準）のもとでの大学の国際化の議論から脱却し、国際標準のソフトローにより、修業年限、学事歴等も含めてマインドセットすることが必要ではないか
- ・ 大学設置基準は大学通信教育設置基準とセットで大幅に見直すことが必要ではないか
- ・ 全世界の大学がビジネスモデルの変更を迫られている中、英語圏がオンライン教育の高付加価値化に舵を切る中、日本の鍵はオンキャンパス活動を高付加価値化して提供することではないか
- ・ オンライン活用により、国内外の教員による教育課程編成も可能となることから、教員のリモートクロスアポイントメントの促進や、国内外の大学の単位を規定数積上げることなどで学位を認定できるようにするといった制度改善が必要ではないか



- ・ 学生の国際流動性促進に向けて、柔軟な定員管理による留学生受け入れの弾力化が鍵となるのではないか
- ・ オンライン時代の労働法制の在り方や、研究者の働き方の特性を踏まえた自己研鑽の類型などについて、早急に検討することが必要ではないか

#### (その他)

- ・ 大学院生と産業界との接点を増やしていくことが必要ではないか
- ・ 卒業生を受け入れる産業界としては、トップ層を強くすることのみならず、全体の底上げを切望する
- ・ 産業界がイノベーションの中核である大学に期待する部分は①優れた研究力と、②分野や領域を越えた総合・融合力の2点
- ・ 機関を越えたオールジャパンの研究員雇用制度を導入し、若手研究者のポストを国家が確保してはどうか
- ・ 国立情報学研究所（N I I）の国家中核機関化をすべきではないか

## 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の審議状況について

### 第1回 2月21日（金）

- ・ 検討会議の議事運営等について
- ・ 国立大学改革の変遷と現行制度について
- ・ 意見聴取及び自由討議

### 第2回 3月19日（木）

- ・ 委員からの意見聴取
- ・ 国と国立大学法人との契約関係について  
中期目標・計画、法人評価の在り方
- ・ 自主財源確保に向けた方策について  
長期借入・大学債発行の要件緩和について

### 第3回 4月24日（金）

- ・ 諸外国の大学制度について  
東京大学 福留教授からヒアリング
- ・ 国立大学法人に期待される役割について
- ・ 自主的財源確保に向けた方策について  
出資対象事業の拡大について

### 第4回 5月22日（金）

- ・ 地方国立大学の機能強化に向けて  
金沢大学 山崎学長（国立大学協会副会長）からヒアリング
- ・ 国立大学の学生定員管理の柔軟化について

### 第5回 6月19日（金）

- ・ 戦略的な国立大学法人経営に求められるガバナンスについて  
東海機構（名古屋大学 松尾総長、岐阜大学 森脇学長）からヒアリング
- ・ ニューノーマル社会における国立大学の国際化について  
学事歴の柔軟化、英語による教育研究活動促進など  
ジョイント・ディグリーを実施する国際連携学科の設置認可の条件緩和

### 第6回 7月28日（火）

- ・ 内閣府における大学改革の議論について
- ・ ニューノーマル社会における自律的契約関係の在り方  
中期目標・計画、法人評価の在り方

### 第7回 8月31日（月）

- ・ これまでの審議概要（骨子）（案）について

夏 中間とりまとめ（予定）

年内 最終とりまとめ（予定）